

京都市宝が池公園運動施設条例の一部を改正する条例（令和4年3月30日京都市条例第53号）（文化市民局市民スポーツ振興室及び子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部育成推進課）

京都市宝が池公園運動施設の利用料金及び使用料の適正化を図るため、また、その他規定を整備するために、次のとおり京都市宝が池公園運動施設条例を改正することとしました。

- 1 体育館における利用料金の上限額について改定します。併せて、稼働率や収益向上のほか、利用者サービス向上の取組として、以下のとおり定めます。
 - (1) トレーニングルームの部分利用について、1箇月単位の定期利用ができるよう、利用料金の上限額を定めます。
 - (2) 談話室の利用ができることとするとともに、利用料金の上限額を定めます。
- 2 構内地における利用料金の上限額について改定します。
- 3 利用時間の区分を超えて球技場又は体育館を利用する場合の利用料金の上限額について、時間帯ごとの料金の区分を廃止し、一律の上限額を定めます。
- 4 こども体育館に係る使用料について、本市内における同種・同等の施設である地域体育館に準じた料金設定とするため、当該施設の利用料金の改定に合わせて、使用料を改定します。

なお、本条例第13条第2項の規定に基づき、同条例第11条第1号から第4号までに該当するもの（子ども団体）については、引き続き、使用料を徴収しません。

5 その他

- (1) 本体育館トレーニングルームについては、利用料金の減免規定に基づき、身体障害者手帳等の交付を受けている者等の利用料金を免除していますが、ほかにトレーニングルームが設置されている京都市地域体育館条例等との整合性を図るため、本条例に同様の規定を整備します。
 - (2) 入場料を徴収する場合等における利用料金の上限額について、規定を整備します。
- この条例は、5(1)については、公布の日から施行し、その他については、令和5年4月1日から施行することとしました。

京都市宝が池公園運動施設条例の一部を改正する条例を公布する。

令和4年3月30日

京都市長 門川大作

京都市条例第53号

京都市宝が池公園運動施設条例の一部を改正する条例

京都市宝が池公園運動施設条例の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「トレーニングルーム」の右に「，談話室」を加える。

第6条第5項を同条第6項とし，同条第4項の次に次の1項を加える。

5 第1項の規定にかかわらず，次の各号のいずれかに該当する者については，トレーニングルームの利用料金を徴収しない。

- (1) 身体障害者福祉法第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者
- (2) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
- (3) 厚生労働大臣の定めるところにより療育手帳の交付を受けている者
- (4) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第2条第3項の規定により被爆者健康手帳の交付を受けている者
- (5) 戦傷病者特別援護法第4条第1項又は第2項の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者
- (6) 前各号に掲げる者（以下「身体障害者等」という。）の介護者（指定管理者が身体障害者等の障害又は傷病の程度に照らして必要があると認める場合を除き，身体障害者等1人につき1人に限る。）

別表第1備考以外の部分中

テニスコート	午前8時から午後9時まで	を
フットサルコート		
体育館		
トレーニングルーム		
会議室		

」

テニスコート, フットサルコート, 体育館, トレーニングルーム, 談話室及び会議室	午前8時から午後9時まで	に改める。
--	--------------	-------

別表第2備考以外の部分中

半面利用 (1時間につき)							940	830	
トレーニングルーム (1人1回につき)	310								

半面利用 (1時間につき)							1,410	1,240	
トレーニングルーム	1人1回につき	460							
	1人1月につき	4,600							
談話室 (1時間につき)		1,020							

改め、同表備考5中「に掲げる」を「の規定により計算した」に改め、同備考6中「に掲げる額」を「の規定により計算した額（5の規定の適用がある場合にあっては、その適用後の額）」に改め、同備考7中「に掲げる額」を「の規定により計算した額（5又は6の規定の適用がある場合にあっては、その適用後の額）」に改め、同備考10中「1,880円」を「2,820円」に、「1,560円」を「2,350円」に改める。

別表第3備考以外の部分を次のように改める。

区 分			利用料金 (1 時 間 に つ き)	
			ア	イ
球 技 場	アマチュア スポーツ	入場料を徴収 しない場合	円 12,570	円 8,480
		入場料を徴収 する場合	14,660	12,570
		入場料を徴収 しない場合	34,570	26,190

	そ の 他	入場料を徴収 する場合	45,040	34,570
体 育 館	アマチュアスポーツ		6,380	4,830
	そ の 他		63,410	48,970

別表第3備考中1を削り、2を1とし、3を2とし、4を3とする。

別表第4売店、食堂又はこれらに類する施設を設置して行う営業の項中「1,040」を「1,560」に改め、同表立ち売り又は行商の項中「2,300」を「3,450」に改める。

別表第6日曜日等の項中「1,570」を「2,820」に改め、同表その他の日の項中「1,260」を「2,350」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第6条の改正規定及び次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例による改正後の京都市宝が池公園運動施設条例（以下「改正後の条例」という。）の規定による京都市宝が池公園運動施設の利用に係る料金の承認の申請その他地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者に当該料金を収受させるために必要な準備行為及び改正後の条例の規定による使用料の徴収その他これを徴収するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(適用区分)

- 3 改正後の条例の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る料金及び使用に係る使用料について適用し、同日前の利用に係る料金及び使用に係る使用料については、なお従前の例による。

(文化市民局市民スポーツ振興室及び子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部育成推進課)